

年金コーナー 国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの全ての方が加入する制度です。皆さんが納められた保険料は、年金として高齢者の生活を支えており、社会全体で高齢者を支える「世代間扶養」の仕組みがとられているのが現在の公的年金制度です。

年金は、高齢になったときばかりでなく、障害が残ったり、働き手が亡くなるような万が一の場合にも受け取ることができます。

国民年金に加入している方のうち、学生や自営業の方(第1号被保険者)は、社会保険庁から送られてくる国民年金保険料納付書により、毎月の保険料を翌月の末日までにご自分で支払わなければなりません。

金融機関や郵便局、社会保険事務所の窓口のほか、コンビニエンスストア(一部を除く)でも納めることができます。また、インターネットを利用する方法によっても納めることができます。

口座振替の早割制度や、まとめて支払う前納制度を利用すると保険料が安くなりお得です。

国民年金保険料は、2年を過ぎると納めることができなくなります。納め忘れの期間があると、将来の老齢年金の金額が少なくなるばかりか、思いがけない事故に給付される年金が受け取れない場合も生じてきますので、納め忘れの期間がないか、今一度確認してみましょう。

《保険料の追納制度》

国民年金保険料納付免除や、学生納付特例、若年者納付猶予を承認された期間は、そのままでも年金受給資格期間として数えますが、年金額は、その期間を納めた時に比べると減額となります。これらの期間は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。追納された期間は、保険料を納めた期間として取り扱われます。将来受け取る年金を増額するためにも追納をお勧めします。

保険料を追納する場合に、免除等を受けた年度から2年を経過した場合は、当時の保険料額に経過期間に応じて加算額が上乗せされますので、早めに納めましょう。

年金の裁定請求書の事前送付について

平成17年10月から、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給年齢を迎える方々に、年金加入記録等をあらかじめ印字した「年金の請求書(裁定請求書)」や「年金に関するお知らせ(はがき)」をお送りします。

これにより、年金の請求漏れを防ぐほか、年金請求の手続きが従来に比べ楽になりました。

- 60歳に特別支給の老齢厚生年金を受ける権利が発生する方(昭和21年1月2日以降生まれの方)



「裁定請求書」を60歳になる3ヶ月前に送付します

- 65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金を受ける権利が発生する方(昭和21年1月2日以降生まれの方)



「年金に関するお知らせ」を60歳になる3ヶ月前に送付します

- 65歳に老齢基礎年金、老齢厚生年金を受ける権利が発生する方(昭和16年1月2日以降生まれの方)



「裁定請求書」を65歳になる3ヶ月前に送付します

- 社会保険庁が基礎年金番号で管理している年金加入記録のみでは、老齢基礎年金の受給資格が確認できない方(昭和21年1月2日以降生まれの方)



「年金に関するお知らせ」を60歳になる3ヶ月前に送付します

- 60歳から64歳までの間に特別支給の老齢厚生年金を受ける権利が発生しているが、いまだ年金の決定がされていない方(昭和16年1月2日以降生まれの方)



「裁定請求書」を65歳になる3ヶ月前に送付します

「裁定請求書」が届きましたら、記載内容など書類を整えられ、社会保険事務所へ提出してください。郵送でも受け付けます。
なお、加入期間がすべて国民年金の場合は、市役所・町村役場への提出となります。

年金相談は、全国どこからでも照会できる『ねんきんダイヤル』をご利用ください。

年金請求などの年金相談 ☎0570-05-1165

平成18年度 島根県立農業大学校一般入学試験

【募集人員】 18名程度

【試験日】 平成18年2月2日

【修業年限】 2年

【試験会場】 県立農業大学校(大田市波根町970番1)

【試験科目】 一般教養試験、小論文及び面接試験

【出願期間】 平成18年1月10日～1月20日(当日消印有効)

問合せ・募集要項請求先 県立農業大学校 入試担当 ☎(0854)85-7011